

川崎市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく手続き等に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、建築物エネルギー消費性能適合性判定、届出及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の事務に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、次に掲げるもののほか、法、令及び省令で使用する用語の例による。

(1) 性能向上計画認定 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

第2章 建築物エネルギー消費性能適合性判定

(建築物エネルギー消費性能確保計画に関する申請の取下届及び取りやめ届)

第3条 法第11条第1項及び第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画を市長に提出した者は、その判定を受ける前に当該計画を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画取下届（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 法第11条第1項及び第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画を市長に提出した者は、特定建築行為を取りやめるときは、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく特定建築行為取りやめ届（第2号様式）に、省令第6条第1項第1号の通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、法第12条第2項及び第3項の規定による手続きについて準用する。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付等)

第4条 省令第13条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明申請書（第3号様式）の正本及び副本に、それぞれ省令第3条に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る変更が軽微な変更該当すると認めるときは、軽微変更該当証明書（第4号様式）に当該申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に交付するものとする。

- 3 市長は、第1項の申請に係る変更が軽微な変更該当しないと認めるときは、軽微な変更
に該当しない旨の通知書（第5号様式）に当該申請書の副本及びその添付図書を添えて、当
該申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の申請に係る変更が軽微な変更該当するかどうかを決定することができ
ない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書（第6号様式）に当該
申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書の取下届）

第5条 前条第1項の軽微変更該当証明申請書を提出したものは、軽微変更該当証明書の交付
を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、軽微変更該当証明申請取下届（第7号
様式）を市長に提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する命令・報告）

- 第6条** 市長は、法第13条第1項の規定により必要な措置をとるべきことを命ずる場合は、
命令書（第8号様式）によるものとする。
- 2 法第15条第1項の規定により法第13条に関する報告を求められた者は、報告書（第9
号様式）により市長に報告を行うものとする。

（適判手数料に係る床面積の算定）

- 第7条** 川崎市手数料条例第2条第197号及び第268号に規定する工場その他エネルギー
の使用の状況に関してこれに類する判定建築物の部分で市長が認めるものは次に掲げるもの
とする。
- (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令
第1号）第1条第1項第1号ロの規定による評価を行っている場合で、工場用途の一次エネ
ルギー消費量モデル建築物を適用した部分又は同等の簡易な評価方法を適用した部分
 - (2) データセンタにおける電算機室及び大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な
目的のために設置される室等の一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分

（他の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に関する添付図書）

- 第8条** 省令第3条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、法第30条第1項の認定を
受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に係る建築物エネルギー
消費性能確保計画を提出する場合にあっては、次に掲げる図書とする。
- (1) 当該他の建築物について記載された建築物エネルギー消費性能向上計画に係る省令第2
4条第2項に規定する通知書の写し
 - (2) 前号の通知書に添えられた省令第20条第1項の申請書の副本及びその添付図書のう
ち、当該他の建築物に係るものの写し

- 2 省令第3条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、前項第1号及び第2号に規定する図書を提出した場合にあっては、同条第1項の表に掲げるものとする。

第3章 性能向上計画認定

(性能向上計画認定に関する市長が認める図書)

第9条 省令第20条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に
応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。

- (1) 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）による審査を受けた場合 当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (3) 登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けた場合 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級が等級5及び一次エネルギー消費量等級が等級6に適合している場合に限る。）の写し
- (4) その他審査等において市長が必要と認める図書

- 2 省令第20条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、前項第1号から第3号に規定するいずれかの図書を提出した場合にあっては、それらの図書により建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな部分に係る各種計算書とする。

(性能向上計画認定に関する建築確認申請書の併願等)

第10条 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）の部数は、正本及び副本とする。

- 2 前項の場合において、建築確認申請書には、省令第20条第1項に規定する申請書の写しを添付するものとする。
- 3 法第30条第2項の規定による申出をする者は、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、法第30条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の期間の末日の3日前までに、同法第6条の3第7項の適合判定通知書の写しを市長に提出するものとする。
- 4 市長は、法第30条第2項の規定による申出を受けた場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画通知書（第10号様式）に建築物エネルギー消費性能向上計画を添えて建築主事に通知するものとする。

(性能向上計画認定に関する軽微な変更)

第11条 認定建築主は、省令第25条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（第11号様式）の正本及び副本に、それぞれ省令第20条第1項に規定する図書のう

ち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。

(性能向上計画認定を受けた建築物の建築主の変更)

- 第12条** 認定建築主は、性能向上計画認定を受けた建築物で、その工事が完了する前に建築主を変更したときは、建築主の変更届（第11号の2様式）を市長に届け出るものとする。
- 2 性能向上計画認定を受けた建築物の建築主を変更した場合は、変更後の建築主を認定建築主とみなして、認定建築主に係る規定を適用するものとする。

(性能向上計画認定に関する申請の取下げ)

- 第13条** 性能向上計画認定を申請した者は、その認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定等申請取下届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

(性能向上計画認定に関する認定をしない旨の通知)

- 第14条** 市長は、性能向上計画認定をしないときは、不認定通知書（第13号様式）により認定しない旨とその理由を申請者に通知するものとする。

(性能向上計画認定に関する報告)

- 第15条** 認定建築主は、性能向上計画認定を受けた建築物の工事を完了したときは、速やかに認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事完了報告書（第14号様式）の正本及び副本に、それぞれ、次の各号に掲げるいずれかの図書を添えて、市長に報告しなければならない。
- (1) 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書の写し
 - (2) 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し
 - (3) その他の工事の完了を確認することができる図書で市長が適当と認めるもの
- 2 法第32条の規定により報告を求められた者は、報告書（第9号様式）により市長に報告を行うものとする。

(性能向上計画認定に関する建築の取りやめ)

- 第16条** 認定建築主は、性能向上計画認定を受けた建築物の工事を取りやめるときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等取りやめ届（第15号様式）に、省令第24条第2項に規定する認定の通知書（法第31条第2項において準用する法第30条第1項の規定による変更の認定を受けたものにあつては、当該通知書及び省令第27条に規定する変更の認定の通知書）を添えて、市長に提出しなければならない。

(性能向上計画認定に関する改善命令)

第17条 市長は、法第33条の規定により改善に必要な措置を命ずるときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に関する改善命令書（第16号様式）により行うものとする。

(性能向上計画認定に関する計画の認定の取消し)

第18条 市長は、法第34条の規定により認定を取り消したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書（第17号様式）により取り消した旨とその理由を通知するものとする。

(性能向上計画認定の証明)

第19条 認定建築主は、省令第24条第2項に規定する当該認定通知書（法第31条第2項において準用する法第30条第1項の規定による変更の認定を受けたものにあつては、省令第27条に規定する変更認定通知書）を紛失等したときは、当該認定等の証明を市長に申請することができる。

2 認定建築主は、前項に規定する認定等の証明を申請するときは、認定等証明申請書（第18号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 身分証明のできる公的機関の発行した証明書（本人確認書類）の写し

(2) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項に規定する申請があつたときは、認定通知書等の写しにより証明するものとする。

4 市長は、第1項に規定する申請について、第2項の各号に規定する書類に不備又は虚偽が認められ証明をしないときは、認定等の証明をしない旨の通知書（第19号様式）により証明しない旨とその理由を申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に着工した建築物について、改正前の要綱第7条、第9条、第10条、第27条又は第28条に基づく手続きを行う場合は、改正前の要綱によるものとする。